

3 答申第 18 号  
令和 4 年 2 月 15 日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 吉 岡 マ サ ヨ

## 答 申 書

令和 4 年 1 月 17 日付け 3 総第 1942 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

久留米市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 2 号の規定によるオンライン結合等に関し、類型として諮問を行うもの

類型案 1 AI-OCR 導入業務において、民間事業者が設置・管理する AI-OCR サーバに PDF データ化された個人情報（センシティブ情報を除く。）を提供する場合

類型案 2 AI-OCR 導入業務において、民間事業者が設置・管理する AI-OCR サーバに特定項目に係る PDF データ化された個人情報を提供する場合

【総務部総務課】

#### 2 審議会の意見

AI-OCR 導入業務におけるオンライン結合等について類型化し、包括的に承認することは妥当でなく、不承認とする。

AI-OCR 導入業務におけるオンライン結合等の可否については、事務の効率化という観点のみならず、それぞれの業務内容や効果の程度等個別の事情を考慮して審議すべきであり、包括的承認にはなじまない。

#### 3 決定日

令和 4 年 1 月 25 日